

# マイナンバーカードを 健康保険証として利用する方へ

当院で初めてマイナンバーカードを健康保険証として利用される患者さんは、マイナンバーカードをご持参いただき、2番窓口にお越してください。

※マイナンバーカードを保険証としてご利用いただく場合でも、公費受給者証が必要ですので、必ずご持参ください。

- ・当院はオンライン資格確認システムを導入しています。
- ・正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカードの健康保険証としての利用にご協力をお願いします。

